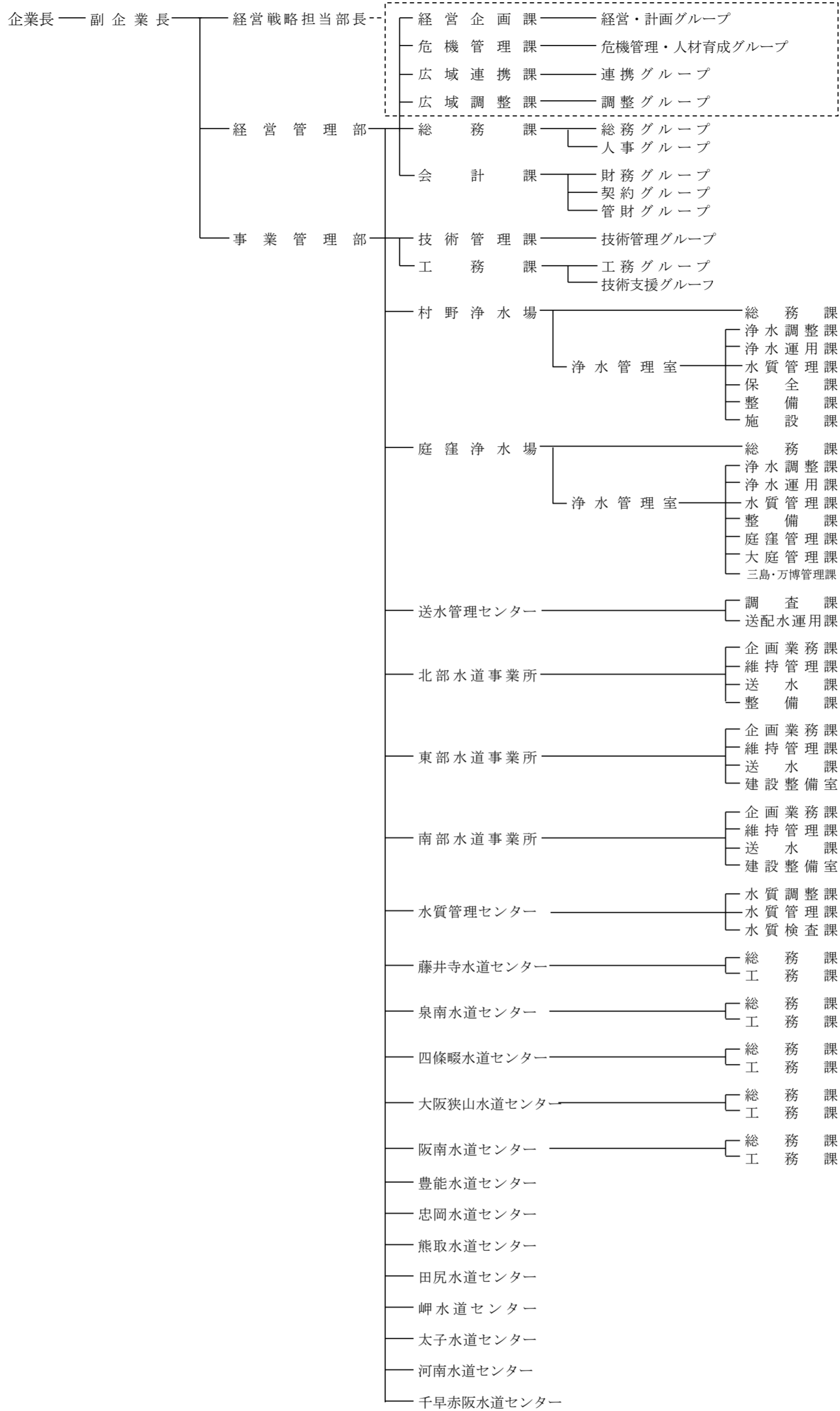


附属資料

1 機 構

(1) 大阪広域水道企業団機構図

(令和5年3月31日現在)



議 会 ———— 事 務 局
 監 査 委 員 ———— 事 務 局

(2) 事業所の所在地

(令和5年3月31日現在)

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
経 営 管 理 部	〒540 - 0012	大阪府中央区谷町2丁目3-12
事 業 管 理 部		マルイト谷町ビル3階
北 部 水 道 事 業 所	〒565 - 0824	吹田市山田西4丁目3-1
郡 家 ポ ン プ 場	〒569 - 1136	高槻市郡家新町4-2-2
小 野 原 ポ ン プ 場	〒562 - 0024	箕面市栗生新家3丁目2
高 槻 ポ ン プ 場	〒569 - 0047	高槻市堤町2-1
千 里 浄 水 池	〒562 - 0035	箕面市船場東3丁目1-4-1
奈 佐 原 浄 水 池	〒569 - 1041	高槻市奈佐原3丁目5-1-0
北部第一(彩都)ポンプ場	〒567 - 0085	茨木市彩都あさぎ4丁目-1
北部第二(佐保)ポンプ場	〒568 - 0095	茨木市佐保1-1-2-4
北部第三(泉原)ポンプ場	〒568 - 0097	茨木市大字泉原1-4-1-3
北部第四(野間口)加圧ポンプ場	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-4-6-5
多 留 見 浄 水 池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1-2-4
野間峠サージタンク	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-6-2-1-3
東 部 水 道 事 業 所	〒577 - 0803	東大阪府下小阪4丁目1-2-7
四 條 畷 ポ ン プ 場	〒575 - 0033	四條畷市美田町6-1
枚 岡 ポ ン プ 場	〒579 - 8056	東大阪府若草町8-2-5
藤 井 寺 ポ ン プ 場	〒583 - 0001	藤井寺市川北1丁目
八 尾 ポ ン プ 場	〒581 - 0036	八尾市沼4丁目2-6
枚 岡 加 圧 ポ ン プ 場	〒579 - 8025	東大阪府宝町2-3-2-0
生 駒 山 無 線 中 継 所	〒630 - 0266	奈良県生駒市門前町2-1-1-6-1-5-5
南 部 水 道 事 業 所	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
美 陵 ポ ン プ 場	〒583 - 0014	藤井寺市野中1丁目1-1-0
狭 山 ポ ン プ 場	〒589 - 0003	大阪府狭山市東野東1丁目3-2-1
富 田 林 ポ ン プ 場	〒584 - 0028	富田林市中野町西1丁目
泉 佐 野 ポ ン プ 場	〒598 - 0021	泉佐野市日根野2-4-1-3
河 南 加 圧 ポ ン プ 場	〒585 - 0031	南河内郡河南町大字中7-2-5-1-4
旧 岸 和 田 ポ ン プ 場	〒596 - 0003	岸和田市中井町1-1-7
泉 大 津 ポ ン プ 場	〒595 - 0073	泉大津市新港町1番地
泉 北 浄 水 池	〒590 - 0113	堺市南区晴美台1丁目2
泉 南 浄 水 池	〒599 - 0222	阪南市桑畑5-5-1-1-2
和 泉 浄 水 池	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
東 除 ポ ン プ 場	〒547 - 0014	大阪府平野区長吉川辺4丁目1-3
松 原 ポ ン プ 場	〒580 - 0016	松原市上田6丁目2-4-0-2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所在地	
村野浄水場	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2
磯島取水場	〒573 - 1188	枚方市磯島北町40-1
庭窪浄水場	〒570 - 0009	守口市大庭町2丁目30-18
大庭浄水場	〒570 - 0002	守口市佐太中町2丁目33-91
三島浄水場	〒566 - 0043	摂津市一津屋3丁目1-1
万博公園浄水施設	〒565 - 0826	吹田市千里万博公園5-3
一津屋取水場	〒566 - 0043	摂津市一津屋530番地先
送水管理センター	〒577-0803	東大阪市下小阪4丁目1-27 (東部水道事業所内)
水質管理センター	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2 (村野浄水場内)
河南水質管理ステーション (日野浄水場)	〒586 - 0085	河内長野市日野1376-2
(玉手浄水場)	〒582 - 0028	柏原市玉手町17-1
藤井寺水道センター	〒583 - 8583	藤井寺市岡1丁目1番1号
道明寺浄水場	〒583 - 0012	藤井寺市道明寺2丁目11-18
船橋浄水場	〒583 - 0003	藤井寺市船橋町15-1
野中配水場Ⅰ	〒583 - 0017	藤井寺市藤ヶ丘4丁目20-4
野中配水場Ⅱ	〒583 - 0017	藤井寺市藤ヶ丘3丁目14-21
泉南水道センター	〒590 - 0521	泉南市樽井737
中央配水場	〒590 - 0521	泉南市樽井737
六尾配水場	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
六尾高区配水池	〒590 - 0515	泉南市信達六尾801-1
六尾低区配水池	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
新家受水池	〒590 - 0503	泉南市新家766-3
新家配水池	〒590 - 0503	泉南市新家4816
童子畑送水ポンプ場	〒590 - 0514	泉南市信達金熊寺478-2
童子畑配水池	〒590 - 0512	泉南市信達童子畑636-3
葛畑送水ポンプ場	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑647
葛畑配水池	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑573
砂川台加圧ポンプ場	〒590 - 0504	泉南市信達市場31-417
俵池公園(六尾分岐)	〒590 - 0522	泉南市信達牧野1710-1
四條畷水道センター	〒575 - 0051	四條畷市中野本町1番44号
中野ポンプ場	〒575 - 0051	四條畷市中野本町675番6
岡部ポンプ場	〒575 - 0053	四條畷市大字中野187番3、188番3
中央ポンプ場	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目115番、156番
岡山低区配水池	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目1178番2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
中 区 配 水 池	〒575 - 0062	四條畷市清滝新町1130番128、129
第1中継ポンプ場	〒575 - 0063	四條畷市大字清滝1126番11
第2中継ポンプ場	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪572番2他
逢 阪 配 水 池	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪408番1他
逢 阪 高 区 配 水 池	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪408番1他
田 原 高 区 配 水 池	〒575 - 0013	四條畷市田原台9丁目9番2
田 原 中 区 配 水 池	〒575 - 0013	四條畷市田原台9丁目15番1
さつきヶ丘配水池	〒575 - 0015	四條畷市さつきヶ丘988番57
田 原 低 区 配 水 池	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原615番3
田原浄水場(令和4年度末に廃止)	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原418番
大阪狭山水道センター	〒589 - 8501	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
旧太満池浄水場	〒599 - 8124	堺市東区南野田630番地の1
広域水道受水ポンプ場	〒589 - 0021	大阪狭山市今熊一丁目57番地の乙
広域水道受水池兼低区配水池	〒589 - 0021	大阪狭山市今熊七丁目236番地の1
ニュータウン配水池	〒589 - 0023	大阪狭山市大野台一丁目32番64号
大 野 中 区 配 水 池	〒589 - 0015	大阪狭山市大野中941番地の3
大 野 高 区 配 水 池	〒589 - 0016	大阪狭山市大野西689番地の1
阪南水道センター	〒599 - 0204	阪南市鳥取74-1
自然田受水場	〒599 - 0212	阪南市自然田771-6
東部中区受水池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取1141-9
東部中区配水池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取1133-84
山 中 配 水 池	〒599 - 0214	阪南市山中溪553-1
緑ヶ丘受水池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘1丁目2-4
緑ヶ丘配水池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘3丁目1055-123
さつき台受水池	〒599 - 0215	阪南市さつき台1丁目6-7
さつき台配水池	〒599 - 0215	阪南市さつき台3丁目21
桑畑ポンプ場	〒599 - 0221	阪南市石田113-4
桑畑配水池	〒599 - 0222	阪南市桑畑462
石田配水池・受水場	〒599 - 0222	阪南市桑畑551-9
貝掛受水場	〒599 - 0224	阪南市舞3丁目868-4
光陽台受水池	〒599 - 0223	阪南市光陽台2丁目9-1
光陽台第一配水池	〒599 - 0223	阪南市光陽台4丁目25
光陽台第二配水池	〒599 - 0224	阪南市舞5丁目1571-3
鳥 取 配 水 池	〒599 - 0224	阪南市舞3丁目18-9
箱 作 受 水 場	〒599 - 0232	阪南市箱作419-2
箱作低区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台7丁目12-1
箱作中区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台8丁目3
箱作高区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台8丁目5

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
箱の浦受水場 西部第二低区配水池 西部高区配水池	〒599 - 0232 〒599 - 0232 〒599 - 0232	阪南市箱作2492-192 阪南市箱作2867-7 阪南市箱作2861-5
豊能水道センター 豊能町受水場 吉川加圧ポンプ場 新光風台加圧ポンプ場 光風台配水池 吉川配水池 東ときわ台高区配水池 東ときわ台最高区配水池 新光風台低区配水池 新光風台高区配水池 ときわ台配水池 ときわ台低区配水池 希望ヶ丘浄水場兼東部水道管理棟 東部受水池 木代加圧ポンプ場 切畑加圧ポンプ場 高山第1加圧ポンプ場 高山第2加圧ポンプ場 牧・寺田加圧ポンプ場 寺田浄水場 希望ヶ丘低区配水池 希望ヶ丘高区配水池 木代低区配水池(東部第1浄水場) 木代高区配水池 高山配水池 切畑高区配水池 牧配水池 寺田配水池 川尻低区配水池(東部第2浄水場) 川尻高区配水池 川尻減圧接合井(箕面市との共同施設)	〒563 - 0103 〒563 - 0103 〒563 - 0101 〒563 - 0105 〒563 - 0104 〒563 - 0101 〒563 - 0101 〒563 - 0103 〒563 - 0105 〒563 - 0101 〒563 - 0101 〒563 - 0102 〒563 - 0214 〒563 - 0215 〒563 - 0215 〒563 - 0213 〒563 - 0217 〒563 - 0216 〒563 - 0213 〒563 - 0212 〒563 - 0214 〒563 - 0214 〒563 - 0215 〒563 - 0215 〒563 - 0216 〒563 - 0213 〒563 - 0211 〒563 - 0212 〒563 - 0217 〒563 - 0217 〒563 - 0217	豊能郡豊能町東ときわ台1-2-3 豊能郡豊能町東ときわ台6-7-12 豊能郡豊能町吉川251-10 豊能郡豊能町新光風台1-4-2 豊能郡豊能町光風台5-25 豊能郡豊能町吉川276 豊能郡豊能町吉川5-1 豊能郡豊能町東ときわ台5-16-4 豊能郡豊能町新光風台3-27-25 豊能郡豊能町吉川319-14 豊能郡豊能町吉川320-214 豊能郡豊能町ときわ台1-37 豊能郡豊能町希望ヶ丘2-12-1 豊能郡豊能町木代1360-4 豊能郡豊能町木代924-5 豊能郡豊能町切畑2502 豊能郡豊能町川尻55 豊能郡豊能町高山102-1 豊能郡豊能町切畑102-7 豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑13-1 豊能郡豊能町希望ヶ丘2-28-15 豊能郡豊能町希望ヶ丘3-48-1 豊能郡豊能町木代774-2 豊能郡豊能町木代1219-2 豊能郡豊能町高山235-1 豊能郡豊能町切畑497-5 豊能郡豊能町牧有字谷1-4 豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑4-4 豊能郡豊能町川尻136-10 豊能郡豊能町川尻432 豊能郡豊能町川尻224-1
忠岡水道センター 北出第1配水場 北出第2配水場	〒595 - 0805 〒595 - 0803 〒595 - 0803	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目-34-1 泉北郡忠岡町北出3丁目1-8 泉北郡忠岡町北出3丁目3-16

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所在地	
熊取水道センター	〒590 - 0422	泉南郡熊取町希望が丘2丁目15番4号
希望が丘受水・配水場	〒590 - 0422	泉南郡熊取町希望が丘2丁目15番4号
紺屋受水場	〒590 - 0412	泉南郡熊取町紺屋2丁目4番1号
野田(第1)配水池	〒590 - 0451	泉南郡熊取町野田3丁目2468番地の1
つばさが丘北(第3)配水池	〒590 - 0444	泉南郡熊取町つばさが丘北4丁目3089番地
つばさが丘西(第4)配水池	〒590 - 0443	泉南郡熊取町つばさが丘西2丁目1885番地の4
田尻水道センター	〒598 - 0091	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1
田尻浄水場	〒598 - 0092	泉南郡田尻町吉見212-1
岬水道センター	〒599 - 0392	泉南郡岬町深日2000-1
淡輪受水場	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪2465-1
淡輪高区配水池	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪5047-10
孝子浄水場	〒599 - 0302	泉南郡岬町孝子936
東畑ポンプ場	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑262-3
横手ポンプ場	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑984
深日配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日3158-2
日証配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日3073-70
寺山配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日3175-5
東配水池	〒599 - 0311	泉南郡岬町多奈川谷川3094
岬配水池	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪5727-2
池谷配水池	〒599 - 0313	泉南郡岬町多奈川谷川3350-1
望海坂配水池	〒599 - 0304	泉南郡岬町望海坂3丁目5027-2
東畑配水池	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑1119
多奈川ポンプ室	〒599 - 0311	泉南郡岬町多奈川谷川1670-5
太子水道センター	〒583 - 8580	南河内郡太子町大字山田88番地
板屋橋浄水場	〒583 - 0995	南河内郡太子町大字太子353-1
梅川浄水場	〒583 - 0995	南河内郡太子町大字太子337-3
山田加圧ポンプ場	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田3127-20
畑加圧ポンプ場	〒583 - 0993	南河内郡太子町大字畑190-1前
中央配水池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田194-3
磯長台配水池	〒583 - 0991	南河内郡太子町大字春日1583-7
聖和台配水池	〒583 - 0996	南河内郡太子町聖和台1丁目1-7
いわき台配水池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田882番18
山田配水池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田2480-2
畑配水池	〒583 - 0993	南河内郡太子町大字畑661-1
河南水道センター	〒585 - 8585	南河内郡河南町大字白木1359番地の6
旧一須賀浄水場	〒585 - 0002	南河内郡河南町大字一須賀452番地
青崩浄水場	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村大字水分1289番7

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
大 宝 低 区 配 水 池	〒585 - 0005	南河内郡河南町大宝4丁目8番11号
大 宝 高 区 配 水 池	〒585 - 0005	南河内郡河南町大宝5丁目11番1号
さくら坂低区配水池	〒585 - 0025	南河内郡河南町さくら坂5丁目2番2号
さくら坂高区配水池	〒585 - 0025	南河内郡河南町さくら坂2丁目21番3号
平 石 配 水 池	〒585 - 0013	南河内郡河南町平石692番2
持 尾 配 水 池	〒585 - 0021	南河内郡河南町持尾965番
上 河 内 配 水 池	〒585 - 0024	南河内郡河南町上河内450番4
馬 谷 配 水 池	〒585 - 0032	南河内郡河南町馬谷125番1
白木加圧ポンプ場	〒585 - 0014	南河内郡河南町白木1257番1
北加納加圧ポンプ場	〒585 - 0012	南河内郡河南町加納元北324番2
平石加圧ポンプ場	〒585 - 0013	南河内郡河南町平石67番1
持尾納加圧ポンプ場	〒585 - 0021	南河内郡河南町持尾659番6
上河内加圧ポンプ場	〒585 - 0024	南河内郡河南町上河内85番1
芹生谷加圧ポンプ場	〒585 - 0031	南河内郡河南町中848番3
千早赤阪水道センター	〒585 - 8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千 早 浄 水 場	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早899-1
千 早 配 水 池	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早892-4
岩 井 谷 浄 水 場	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪771-2
上 東 阪 配 水 池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪657-1、659-6
下 東 阪 配 水 池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪390-3
第 2 減 圧 水 槽	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪83-4
二河原辺低区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺52-5
二河原辺高区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺185-甲
小 吹 減 圧 水 槽	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹929-1
小 吹 台 高 区 配 水 池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹219-2
小 吹 台 低 区 配 水 池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹68-964
小 吹 台 第 2 機 場	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹68-555
甘 南 備 受 水 池	〒584 - 0054	富田林市甘南備1861
川 野 辺 受 水 池	〒585 - 0045	南河内郡千早赤阪村川野辺66-1
水分低区配水池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分919、1180
水分高区配水池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分851-3
中津原第1加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原478-4
中津原第3加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原573-1
中津原加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原811-1

(3) 分掌事務

経営管理部

- 1 企業団事業の計画及び調整に関すること。
- 2 経営に関すること。
- 3 特に重要な事業の調整及び推進に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 4 給水料金の総括に関すること。
- 5 水需要に関すること。
- 6 水利権に関すること。
- 7 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること。
- 8 個人情報保護に関すること。
- 9 統計に関すること。
- 10 首長会議に関すること。
- 11 運営協議会に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 12 危機管理の総合調整及び企画に関すること。
- 13 職員の人材養成に関すること。
- 14 各種機関との調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 15 市町村連携に関すること。
- 16 水道事業の広域化に関すること。
- 17 水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。
- 18 企業団の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関すること。
- 19 情報システムの開発の推進に関すること。
- 20 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。
- 21 公印の保管に関すること。
- 22 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。
- 23 法規及び訴訟に関すること。
- 24 議会に関すること。
- 25 企業団中他課の主管に属さないこと。
- 26 財務会計制度に関すること。
- 27 予算、一時借入金及び企業債に関すること。
- 28 資金の運用に関すること。
- 29 出納・収納取扱金融機関に関すること。
- 30 決算に関すること。
- 31 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。
- 32 会計事務の検査及び指導に関すること。
- 33 財務会計システムの管理に関すること。

- 34 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関する事（事業管理部及び出先機関分掌のものを除く。）。
- 35 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関する事。
- 36 工業用水道事業の給水保証金及び量水器使用料の調定に関する事。
- 37 入札及び契約に関する事。
- 38 用地及び支障物件の補償の総括に関する事。
- 39 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関する事（出先機関分掌のものを除く。）。

事業管理部

- 1 水道及び工業用水道に係る技術管理、調査及び研究に関する事。
- 2 水質管理等の総括に関する事。
- 3 電気主任技術者に関する事。
- 4 検査に関する事。
- 5 設計積算システムの管理に関する事。
- 6 取水、浄水及び送配水業務の総括に関する事。
- 7 取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関する事。
- 8 電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関する事（出先機関分掌のものを除く。）。
- 9 水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の補助金に関する事。
- 10 その他水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の推進に関する事。

浄水場

- 1 取水、浄水及び送配水業務に関する事（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。）。
- 2 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に関する事（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。）。
- 3 場内の水質試験に関する事。

送水管理センター

- 1 送配水業務に関する事（水道事業所分掌のものを除く。）。
- 2 送配水施設の改良工事及び維持管理に関する事（水道事業所分掌のものを除く。）。

水道事業所

- 1 給水保証金、給水料金及び量水器使用料に関する事。
- 2 市町村との連絡調整に関する事（所管区域に限る。）。

- 3 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 4 送配水業務に関する事。
- 5 送水施設の維持管理に関する事。
- 6 改良工事の施行に関する事。

水質管理センター

- 1 水質の調査及び試験に関する事（浄水場分掌のものを除く。）。
- 2 市町村水道水質検査受託事業に関する事。

水道センター

- 1 給水料金その他収入に関する事。
- 2 水道の開閉及び名義に関する事。
- 3 給水装置に関する事。
- 4 用地の管理及び支障物件の補償に関する事。
- 5 取水、浄水及び送配水業務に関する事。
- 6 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関する事。
- 7 水質に関する事。
- 8 改良工事の施行に関する事。
- 9 その他水道事業に関する事。

議会事務局

- 1 本会議及び委員会に関する事。
- 2 会議録に関する事。
- 3 議員の報酬及び費用弁償に関する事。
- 4 議決及び決定事項の処理に関する事。
- 5 請願及び陳情に関する事。
- 6 議会の広報に関する事。
- 7 職員の服務に関する事。
- 8 予算、決算及び経理に関する事。
- 9 文書の受発及び保管に関する事。
- 10 公印の保管に関する事。
- 11 その他庶務に関する事。

監査委員事務局

- 1 監査委員に関する事。
- 2 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関する事。
- 3 監査等の結果の報告及び公表に関する事。

- 4 職員の服務に関する事。
- 5 予算、決算及び経理に関する事。
- 6 文書の受発及び保管に関する事。
- 7 公印の保管に関する事。
- 8 その他庶務に関する事。

2 議決事項等

(1) 議会議決事項等

○8月臨時会

【議案】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	4.8.9	4.8.9	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	原案可決

【報告】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	4.8.9	4.8.9	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要
第2号	4.8.9	4.8.9	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要

○11月定例会

【議案】

番号	提出年月日	議決等年月日	件名	議決結果
第1号	4.11.15	4.11.15	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	原案可決
第2号	4.11.15	4.11.15	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件	原案可決
第3号	4.11.15	4.11.15	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第4号	4.11.15	4.11.15	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第5号	4.11.15	4.11.15	令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決
第6号	4.11.15	4.11.15	令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	原案可決

【報 告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	4.11.15	4.11.15	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	認 定
第2号	4.11.15	4.11.15	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	認 定
第3号	4.11.15	4.11.15	令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件	議決不要
第4号	4.11.15	4.11.15	債権放棄報告の件	議決不要

○2月定例会

【議 案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	5.2.14	5.2.14	大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例制定の件	原案可決
第2号	5.2.14	5.2.14	大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	原案可決
第3号	5.2.14	5.2.14	大阪広域水道企業団個人情報保護条例全部改正の件	原案可決
第4号	5.2.14	5.2.14	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	原案可決
第5号	5.2.14	5.2.14	令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決
第6号	5.2.14	5.2.14	令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	原案可決
第7号	5.2.14	5.2.14	令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	原案可決
第8号	5.2.14	5.2.14	令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	原案可決
第1号 (議員提出)	5.2.14	5.2.14	大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例制定の件	原案可決

(2) 行政官庁許認可事項

① 水道用水供給事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 52 号	R 4. 8. 9	総務大臣	令和 4 年度水道事業の起債に対する同意	
大阪府指令環衛 第 1 8 5 0 号	R 4. 8. 31	大阪府知事	令和 4 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 1,418,007 千円

② 市町村域水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 52 号	R 4. 8. 9	総務大臣	令和 4 年度水道事業の起債に対する同意	
大阪府指令環衛 第 1 8 5 0 号	R 4. 8. 31	大阪府知事	令和 4 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 1,418,007 千円
大阪府指令環衛 第 2 4 6 3 号	R 5. 1. 31	大阪府知事	令和 4 年度大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 3,613 千円

③ 工業用水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 53 号	R 4. 8. 9	総務大臣	令和 4 年度工業用水道事業の起債に対する同意	
20220324 財地第 8 号	R 4. 4. 1	経済産業大臣	令和 4 年度工業用水道事業費補助金交付決定通知書（大阪広域水道企業団工業用水道強靱化事業）	交付額 224,900 千円

(3) 条例等の制定・改正・廃止

1 条例

- (1) 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（R4. 8. 16 公布、R4. 8. 16 及び R4. 10. 1 施行）
 - ・ 国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、条例において、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、育児休業の取得回数制限の緩和等、所要の改正を行った。
- (2) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（R4. 11. 22 公布、R5. 4. 1 施行）
 - ・ 豊能水道事業の料金を改定した。
 - ・ 市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、所要の改正を行った。
- (3) 大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例（R4. 11. 22 公布、施行）
 - ・ 事務の効率化を図るため、規則等について公布の署名を要しないこととし、公布のための記名等について定めた。
 - ・ 規程の公表のための押印を要しないこととした。
- (4) 大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例（R5. 2. 21 公布、R5. 4. 1 施行）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会について条例の規定整備を行うに当たり、大阪広域水道企業団情報公開審査会及び大阪広域水道企業団個人情報保護審議会を統合し、新たに大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会を設置することとし、組織及び運営等について必要な事項を規定した。
- (5) 大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（R5. 2. 21 公布、R5. 4. 1 施行）
 - ・ 国家公務員について、定年が65歳まで引き上げられること等を踏まえ、条例において同趣旨の改正等を行った。
 - 〔主な改正内容〕
 - ・ 職員の定年を65歳まで、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げた。
 - ・ 管理監督職勤務上限年齢を原則60歳とした。
 - ・ 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用することができることとした。
 - ・ 定年退職者の再任用制度を段階的に廃止することとした。
 - 〔関係条例〕
 - ・ 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例 ほか7 条例
- (6) 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（R5. 2. 21 公布、R5. 4. 1 施行）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、大阪広域水道企業団個人情報保護条例の全部を改正し、法により条例に委任された事項その他の法の施行に関して必要な事項を規定した。
 - ・ 題名を大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例に改正した。
- (7) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（R5. 2. 21 公布、R5. 10. 1 施行）
 - ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算

定方法を改めるほか、所要の改正を行った。

- (8) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (R5. 2. 21公布、R5. 4. 1施行)
- ・議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた。

2 規則

- (1) 非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (R4. 8. 16 公布、施行)
- ・少年法及び地方公務員災害補償法施行規則の改正を踏まえ、休業補償を行わない場合に、当該職員が少年法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合及び同法66条の規定による決定により少年院に収容されている場合を追加した。
- (2) 大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則 (R5. 3. 31公布、R5. 4. 1施行)
- ・大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、個人情報取扱事務登録簿に記載する事項、保有個人情報の開示の方法及び開示等に係る費用並びに保有個人情報開示請求書の様式等を定めた。
- (3) 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (R5. 3. 31公布、R5. 4. 1施行)
- ・大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の制定に伴い、所要の改正を行った。
 - ・行政文書の写しの交付等の方法のうち、録音カセットテープ等によるものを削除した。
- (4) 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (R5. 3. 31公布、R5. 4. 1施行)
- ・大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
- (5) 大阪広域水道企業団情報公開審査会規則及び大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則を廃止する規則 (R5. 3. 31公布、R5. 4. 1施行)
- ・大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の制定に伴い、大阪広域水道企業団情報公開審査会規則及び大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則を廃止した。

3 管理規程

- (1) 千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R4. 4. 1 公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
- (2) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R4. 4. 1公布、施行)
- ・事業者の利便性向上や事務の簡素化を図るため、工事申込書等において押印を要しないこととし、その他所要の改正を行った。
- (3) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程 (R4. 5. 31公布、施行)
- ・人事院の勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月期の期末手当から、令和3年度の引下げに相当する額を減額した。
- (4) 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程 (R4. 9. 30公布、R4. 10. 1施行)

- ・大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
- (5) 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程 (R4. 9. 30公布、R4. 10. 1施行)
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の取扱いを踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いを変更した。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (6) 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程 (R4. 9. 30公布、R4. 10. 1施行)
- ・国家公務員の取扱いを踏まえ、男性の育児参加休暇の取得可能期間を拡大した。
- (7) 大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程 (R4. 11. 1公布、R4. 11. 4施行)
- ・手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、規程の整備を行った。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (8) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (R4. 11. 22公布、R5. 4. 1施行)
- ・市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、様式の一部改正を行うとともに、所要の経過措置を定めた。
- (9) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R4. 12. 28公布、R5. 1. 1施行)
- ・職の新設等に伴い、管理職手当を支給する職等を定めた別表の改正を行った。
- (10) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 (R5. 3. 1公布、施行)
- ・人事院の勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、給料表及び勤勉手当の支給割合の改定その他所要の改正を行った。
- (11) 大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の改正に伴い、60歳に達した職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給与の額、労働条件その他就業に関し必要な事項を定めた。
- (12) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・職の新設等に伴い、管理職手当を支給する職等を定めた別表の改正を行った。
- (13) 大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・経営管理部会計課の名称を経営管理部財務課に変更した。
 - ・村野浄水場に建設整備室を設置した。
- (14) 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・大阪広域水道企業団処務規程第1条各項に規定する課に官を置くことができるようにし、その職務権限を定めた。
- (15) 大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・大阪広域水道企業団処務規程の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (16) 大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行)
- ・組織改編に伴い、所要の改正を行った。

- (17) 藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (18) 泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (19) 四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (20) 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (21) 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (22) 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行)
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
 - ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (23) 忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (24) 熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (25) 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (26) 岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (27) 太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
 - ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (28) 河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）
- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
- ・その他所要の改正を行った。

(29) 千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 及び R5. 10. 1 施行）

- ・給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止した。
- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金の算定方法を改めた。
- ・その他所要の改正を行った。

4 訓令

(1) 大阪広域水道企業団事務決裁規程の一部改正（R5. 3. 31公布、R5. 4. 1施行）

- ・大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
- ・事務の簡素化を図るため、副企業長の専決事項に債権の放棄に関することを追加した。

5 議会規程

(1) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（R5. 3. 31 公布、R5. 4. 1 施行）

- ・大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関し、個人情報ファイル簿に記載する事項や開示請求等の様式などの必要な事項を定めた。

3 建設事業

(1) 水道用水供給事業

① 拡張事業の推移

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (億円)	計画給水量 (m ³)		事業内容	給水対象
				事業別	累計		
第1次 建設事業	昭和23年度 ～ 昭和25年度	3	4.8	35,000 (沈殿水)	35,000	庭窪浄水場 沈殿水	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市の8市
第2次 拡張事業	昭和25年度 ～ 昭和31年度	7	22.2	78,500	113,500	庭窪浄水場 浄水	第1次の対象市に松原市、羽曳野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、高石市を加えた17市
第3次 拡張事業	昭和32年度 ～ 昭和34年度	3	7.5	40,000	153,500	庭窪浄水場 浄水	第2次までの対象市に高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、箕面市、摂津市を加えた23市
第1次 改良事業	昭和31年度 ～ 昭和37年度	7	7.7	25,000 (沈殿水) 24,500	203,000	庭窪浄水場 沈殿水・浄水	
第4次 拡張事業	昭和35年度 ～ 昭和40年度	6	130	330,000	533,000	村野浄水場 浄水	第3次までの対象市に枚方市、四條畷市、富田林市、交野市、大阪狭山市、熊取町を加えた28市1町
第5次 拡張事業	昭和40年度 ～ 昭和47年度	8	384.3	917,000	1,450,000	村野浄水場 浄水	第4次までの対象市町に泉南市、田尻町、阪南市、岬町、忠岡町を加えた30市4町
第6次 拡張事業	昭和47年度 ～ 昭和54年度	8	1,366.90	550,000	2,000,000	村野浄水場 浄水	第5次までの対象市町に同じ
第7次 拡張事業	昭和55年度 ～ 平成22年度	31	3,110.00	160,000	2,160,000	三島浄水場 浄水	第6次までの対象市町に池田市、河内長野市、島本町、太子町、河南町、千早赤阪村、豊能町、能勢町を加えた32市9町1村

② 改良事業の推移

事業の区分	事業年度	事業費	事業内容
第2次改良事業	昭和42年度 ～ 昭和43年度	2 カ年 億円 3.2	庭窪浄水場 薬品注入設備等増設及び改良
第3次改良事業	昭和44年度 ～ 昭和45年度	2 億円 4.6	庭窪浄水場 排泥設備築造及び電気設備改良
送水管整備事業	昭和51年度 ～ 昭和53年度	3 億円 8.2	第2次事業の送水管整備
第1次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和54年度 ～ 昭和58年度	5 億円 67.1	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 管理設備整備 赤水防止対策
第2次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和59年度 ～ 昭和63年度	5 億円 59.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	昭和59年度 ～ 昭和63年度	5 億円 9.0	東部水道事業所管内 第1、2次事業の送水管整備
第3次 浄水・送水施設 整備事業等	平成元年度 ～ 平成5年度	5 億円 123.6	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成元年度 ～ 平成5年度	5 億円 6.0	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
第4次 浄水・送水施設 整備事業等	平成6年度 ～ 平成10年度	5 億円 218.7	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成6年度 ～ 平成10年度	5 億円 32.3	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成8年度 ～ 平成10年度	3 億円 2.0	北部、東部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
第5次 浄水・送水施設 整備事業等	平成11年度 ～ 平成16年度	6 億円 328.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成11年度 ～ 平成16年度	6 億円 56.8	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成11年度	1 億円 0.3	北部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
中期整備事業 (第1期)	平成17年度 ～ 平成21年度	5 億円 628.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第2期)	平成22年度 ～ 平成26年度	5 億円 542.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第3期)	平成27年度 ～ 令和元年度	5 億円 900.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
経営戦略 2020-2029	令和2年度 ～ 令和11年度	10 億円 2115.0	取水・浄水施設の更新・耐震化 送水施設の更新・耐震化 設備の更新

③ 施設整備

昭和 26 年から給水を開始した旧大阪府水道部の水道用水供給事業は、給水開始後約 70 年余りの歳月が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定供給していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、安全で良質な水の安定供給、災害に対する安全性の強化、新たな水処理課題等への対応に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度からは、「施設整備マスタープラン」及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	211,500,000 千円

④ 水資源の開発

(ア) 水源計画

近年の大阪府内における水需要の減少傾向により、水需要予測値との乖離が見られるようになったため、平成21年11月に将来水需要予測を見直し、それに基づく水源計画を公表した。

以降、平成26年8月、令和元年7月、令和4年6月に水需要予測を見直しているが、それに基づく水源計画の改定は行っていない。

① 水需要予測結果

	平成21年度予測 (目標:H32年度)	⇒	平成26年度予測 (目標:H37年度)	⇒	令和元年度予測 (目標:R12年度)	⇒
一日最大給水量	168万m ³		158万m ³		146万m ³	
一日平均給水量	149万m ³		139万m ³		132万m ³	
	令和4年度予測 (目標:R15年度)					
一日最大給水量	<u>144万m³</u>					
一日平均給水量	<u>130万m³</u>					

② 水源確保量 (必要水源量) 160万m³

近年の少雨化傾向を考慮。10年に1回程度の渇水に対応できる安全度を見込む。

(一日平均給水量130万m³ ÷ 水源の利水安全度0.81 ※)

※淀川水系における水資源開発基本計画 (フルプラン) 令和4年5月

③ 水源計画の内訳

変更前の計画 (H17.8～)

現在の計画 (H21.11～)

【単位:万m³/日】

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">安威川ダム</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">紀の川大堰</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">府工水転用</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">既得 222</td></tr> </table>	安威川ダム	1	紀の川大堰	1	府工水転用	7	既得 222		➡	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">安威川ダム</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">撤退</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">紀の川大堰</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">撤退</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">府工水転用</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">中止</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">既得 222</td></tr> </table>	安威川ダム	0	撤退	紀の川大堰	0	撤退	府工水転用	0	中止	既得 222		
安威川ダム	1																					
紀の川大堰	1																					
府工水転用	7																					
既得 222																						
安威川ダム	0	撤退																				
紀の川大堰	0	撤退																				
府工水転用	0	中止																				
既得 222																						
計 231		計 222																				

(イ) 水資源開発事業の概要図



(2) 市町村域水道事業

創設認可事業計画

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³)	主要事業
四條畷 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	3,288	57,300	18,740	・中野ポンプ場機能移転 ・老朽化施設更新 等
太子 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,048	13,800	4,510	・板屋橋浄水場 紫外線処理設備設置 ・老朽化施設更新 等
千早赤阪 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,105	5,500	2,640	・村内連絡管の整備 ・老朽化施設更新 等
泉南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,859	61,500	21,920	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
阪南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	4,428	54,000	19,210	・淡輪高区配水池共同利用 に伴う連絡管整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
豊能 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,300	19,300	6,830	・集中監視制御設備の集約 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・老朽化施設更新 等
忠岡 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	991	16,800	6,030	・北出配水場の整備、統廃合 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
田尻 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	912	9,000	3,690	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³)	主要事業
岬 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	1,399	15,400	7,370	・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
藤井寺 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	7,729	65,100	21,000	・船橋浄水場の整備 ・野中配水場の統廃合 ・老朽化施設更新 等
大阪狭山 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	3,749	58,200	18,850	・連絡管整備による受水ポン プ場等の廃止 ・老朽化施設更新 等
熊取 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	6,070	43,000	15,190	・希望ヶ丘受水・配水場（統 合配水場）の整備 ・紺屋受水場の廃止 ・老朽化施設更新 等
河南 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	1,368	15,200	5,590	・連絡管整備による配水池等 の廃止 ・老朽化施設更新 等

(3) 工業用水道事業

① 建設事業の推移

事業の区分		事業年度	事業費	事業内容	給水区
		カ年	(億円)		域
水部(旧事業用北)	三島系	第3次事業 昭和39年度～昭和44年度	6 84.5	地盤沈下対策	豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市
(旧)東・南部工業用水道事業	大庭系	第1次事業 昭和34年度～昭和37年度	4 10.5	産業基盤整備	守口市、門真市、東大阪市、堺市
		第2次事業 昭和37年度～昭和44年度	8 127.3	産業基盤整備	堺市、高石市、泉大津市
		第4次事業 昭和40年度～昭和44年度	5 50.3	地盤沈下対策	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、堺市、四條畷市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
		第5次事業 昭和51年度～昭和54年度	4 75.6	地盤沈下対策	泉大津市、岸和田市、貝塚市、和泉市、忠岡町
		継続事業 昭和62年度～平成6年度	8 76.4	産業基盤整備	泉佐野市、泉南市、田尻町
排水処理施設 建設事業		昭和48年度～昭和50年度	3 34.4	—	—

・事業年度事業費には関連事業を含む。

② 改築事業の推移

事業の区分		事業年度	事業費	事業内容
		カ年	(億円)	
改築補助		平成7年度～平成16年度	10 157.6	地盤沈下対策
中期整備事業	第1期	平成17年度～平成21年度	5 168.9	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第2期	平成22年度～平成26年度	5 173.4	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第3期	平成27年度～令和元年度	5 119.7	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
戦経略営		令和2年度～令和11年度	10 571	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新

・平成23年4月1日 大阪広域水道企業団が大阪府水道部から事業を承継。

③ 施設整備

昭和 37 年度から給水を開始した工業用水道事業は、事業創設後 60 年近く経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定給水していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、低廉な水の安定供給、災害に対する安全性の強化に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度からは、「施設整備マスタープラン」及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	57,100,000 千円

4 浄水施設概要

(1) 水道用水供給事業

① 村野浄水場

枚方市磯島北町地先淀川左岸の磯島取水場で原水を取水し、導水ポンプで村野浄水場まで送り、沈澱、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、摂津市、守口市を除く 40 市町村に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 179 万 7 千 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量	
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	階層系	凝集沈澱池	32池×2棟
	制水塔	1基			急速ろ過池	12池×2棟
	沈砂池	8池			オゾン接触池	4池×2棟
	取水ポンプ	3台			粒状活性炭吸着池	12池×2棟
	導水ポンプ	12台			棟内浄水池	2池×2棟
浄水施設	平面系	W1系凝集沈澱池		浄水池(棟外)	3池	
		W2系凝集沈澱池	4池	浄水施設	E系浄水池	5池
		E系凝集沈澱池	12池	送水施設	送水ポンプ(第1P)	8台
		W系急速ろ過池	22池		送水ポンプ(第2P)	3台
		E系急速ろ過池	24池	排水処理施設	濃縮槽	5槽
		オゾン接触池	8池		加圧脱水機	16台
		粒状活性炭吸着池	32池			
				棟内浄水池	2池	

② 庭窪浄水場

守口市大庭町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん、生物処理施設にてアンモニア態窒素等の除去を行い、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、微粉炭及び微小生物の流出対策としてさらに後ろ過処理を行い、3市（守口市、門真市、東大阪市）他、南大阪地域にも枚岡ポンプ場を経由し、高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 20万3千 m^3 /日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	6池×2系統
	制水塔	1基		オゾン接触池	2段×2列 ×2系統
	沈砂池	2池		粒状活性炭吸着池	6池×2系統
	取水ポンプ	4台		後ろ過機	9台（うち1台予備）
				浄水池	2池×2系統
導水施設	原水調整池	2池	送水施設	送水ポンプ	5台
浄水施設	凝集沈澱池	4池×2系統	排水処理施設	大庭浄水場へ送泥	
	生物接触ろ過池	10池			
	2次凝集池	3段×3列 ×2系統			

③ 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水施設まで送り、生物処理施設でアンモニア態窒素及びマンガン等の除去を行い、沈でん処理した後、万博公園浄水施設で砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、6市（吹田市、摂津市、茨木市、豊中市、箕面市、池田市）に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 33万 m^3 /日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市及び府 工水との共 同施設)	取水口	1ヶ所	排水処理施設	濃縮槽	3槽（上・工共用）
	取水塔	1基		加圧脱水機	6台（上・工共用）
	沈砂池	8池	浄水施設	急速砂ろ過池	24池（万）
	導水ポンプ	2台（上水）		オゾン接触池	4池（万）
浄水施設	生物処理施設	4ユニット		粒状活性炭吸着池	10池（万）
	凝集沈澱池	8池	浄水池（塩素混和池含む）	4池（万）	
	調整池	1池	送水施設	送水ポンプ	5台（万）
送水施設	送水ポンプ	5台	排水処理施設	加圧脱水機	3台（万）

（万）：万博公園浄水施設

(2) 市町村域水道事業

① 船橋浄水場（藤井寺水道事業）

大和川水系石川の伏流水を船橋浄水場内の井戸から取水し、凝集沈澱及び急速ろ過により浄水処理を行い、主に藤井寺市の北側の地区に配水している。

・施設能力 7,030 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	2ヶ所	浄水施設	急速ろ過機	7基
	取水ポンプ	4台		浄水池	1池
浄水施設	着水井	1池	配水施設	配水ポンプ	4台
	凝集沈澱池	2池	排水処理施設	排水処理用ろ過機	1基

② 道明寺浄水場（藤井寺水道事業）

大和川水系石川の伏流水を道明寺取水場（道明寺三丁目地内）の井戸から取水し、前塩素処理後、急速ろ過及び紫外線照射により浄水処理を行い、主に藤井寺市の南東側の地区に配水している。

・施設能力 4,750 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過機	5基
	取水ポンプ	3台		紫外線照射装置	2台
導水施設	導水管	439m		浄水池	2池
浄水施設	着水井	1池	配水施設	配水ポンプ	3台

③ 田原浄水場（四條堰水道事業）

地下水（深井戸）を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により浄水処理を行い、田原低区配水池へ送水し、自然流下で上田原・下田原地区に給水していたが、令和2年10月に地下水から水質管理目標設定項目の有機フッ素化合物の一種である PFOS/PFOA が、暫定目標値を超えて検出されたため、同年11月から大阪広域水道企業団の村野浄水場系からの給水に切り替え、田原浄水場を休止し、地下水の水質に今後も大きな改善が見込めないことから、令和4年度末に田原浄水場を廃止した。

・施設能力 340 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	2ヶ所	浄水施設	洗浄ポンプ	1台
	取水ポンプ	2台		着水井	1池
導水施設	導水管	158m		浄水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	2基		塩素滅菌設備	タンク1基 ポンプ2台
	ろ過ポンプ	2台	送水施設	送水ポンプ	2台

④ 孝子浄水場（岬水道事業）

逢帰ダム取水口より取水し、導水管φ400にて浄水場へ導き、分配槽へ流入させ、薬品沈澱池、急速ろ過地にて浄水にし、浄水池にて塩素滅菌の上、自然流下で配水池へ送水する。

・施設能力 4,200 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水ダム	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	2池
	取水ゲート	3基		浄水池	1池
導水施設	導水管	742m		塩素滅菌設備	タンク1基
浄水施設	高速凝集沈殿池	2池			ポンプ3台

⑤ 板屋橋浄水場（太子水道事業）

地下水を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により鉄・マンガンを除去して磯長台配水池へ送水し、自然流下で低区に供給している。

・施設能力 3,400 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	さく井	3ヶ所	送水施設	送水ポンプ	3台
	取水ポンプ	3台			
導水施設	導水管	214m	排水処理施設	洗浄排水貯水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	4基			
	塩素滅菌設備	タンク1槽 注入ポンプ4台			
	浄水池	1池			

⑥ 青崩浄水場（河南水道事業）

水越川支川の表流水を水源とし、接合井、着水井、沈澱池、急速ろ過機、原水槽、前塩素消毒、膜ろ過装置、配水池の順に浄水処理を行い、配水される。

・施設能力 48 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	集水埋渠	2 桁	浄水施設	膜供給ポンプ	2 台
浄水施設	着水井	1 池		膜逆洗ポンプ	2 台
	沈澱池	1 池		浄水池	2 池
	急速ろ過機	2 基		電気計装設備	1 式
	膜ろ過設備	1 式		塩素滅菌設備	タンク 1 基 ポンプ 2 台

⑦ 千早浄水場（千早赤阪水道事業）

千早地区黒梶谷の第1・第2水源を水源とし、浄水場で沈砂・膜ろ過を行い配水池へ送水、減圧水槽を経由して自然流下で配水する。

・施設能力 320 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	2ヶ所	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (消毒用)	2台
	沈砂池	1池(2系統)			
	原水ポンプ井	1池		塩素注入ポンプ (洗浄用)	2台
	オートストレーナ	1基			
	原水槽	1槽			
浄水施設	膜ろ過装置	2ユニット			
	浄水池(逆洗水槽)	1槽			

⑧ 岩井谷浄水場（千早赤阪水道事業）

表流水と伏流水を水源とし、浄水場で凝集沈澱・急速ろ過を行い、自然流下で上東阪配水池へ送水する。上東阪配水池から下東阪配水池へ自然流下で送水、中津原ポンプ場で加圧により中津原高区配水池へ送水する。各配水池より配水区域へ自然流下で配水する。

・施設能力 1,720 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口 (集水井含む)	2ヶ所	薬品注入設備	PAC注入ポンプ (着水井出口)	2台
	取水ポンプ (集水井)	2台			
	接合井	1池	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (浄水池=混和池)	2台
	着水井	1池			
	フロック形成池	1池			
浄水施設	薬品沈澱池	1池(2系統)			
	急速ろ過機	2基			
	浄水池	1池			

(3) 工業用水道事業

① 大庭浄水場

守口市佐太中町地先淀川左岸で原水を取水し、沈澱処理を行った後、淀川以南地域の 343 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 60 万 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1 ヶ所	浄水施設	凝集沈澱池	12 池
	制水塔	1 基		調整池	3 池
	沈砂池	2 池	配水施設	配水ポンプ	7 台
	取水ポンプ	6 台	排水処理施設	濃縮槽	4 槽
		加圧脱水機		7 台 (うち上水分 1 台)	

② 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水場まで送り、沈澱処理を行った後、北大阪地域の 70 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 20 万 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市及び企 業団上水との 共同施設)	取水口	4 ヶ所	浄水施設 (工水)	凝集沈澱池	4 池
	取水塔	1 基		調整池	2 池
	沈砂池	8 池	配水施設	配水ポンプ	4 台
	導水ポンプ	2 台 (工水)	排水処理施設	濃縮槽	3 槽 (上・工共用施設)
		加圧脱水機		6 台 (上・工共用施設)	

5 料金の変遷

(1) 水道用水供給事業

(1 m³当たり)

年 月 日	沈 で ん 水	浄 水
昭 和 25. 5. 31	5 円	—
昭 和 27. 4. 1	6 円	—
昭 和 28. 4. 1	7 円 5 0 銭	—
昭 和 30. 4. 1	—	1 2 円 5 0 銭
昭 和 40. 4. 1	8 円	1 6 円
昭 和 49. 6. 1	1 0 円	1 9 円 7 0 銭
昭 和 51.10. 1	1 7 円 7 0 銭	2 9 円 7 0 銭
昭 和 52.10. 1	2 0 円 2 0 銭	4 3 円 7 0 銭
昭 和 53.10. 1	—	4 8 円 7 0 銭
昭 和 59.10. 1	2 4 円 5 0 銭	5 7 円 2 0 銭
平 成 元 . 4. 1	2 3 円 7 9 銭	5 5 円 5 4 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 5. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 9. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額	
平 成 10. 4. 1	(平成10. 3月末削除)	7 4 円 5 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 12.10. 1	—	8 8 円 1 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 22. 4. 1	—	7 8 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 25. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 26. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
平 成 30. 4. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
令 和 元 . 10. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の110を乗じて得た額

(2) 市町村域水道事業

① 水道料金

藤井寺水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
令和 2. 10. 1	一般用	8㎡まで 880円	8㎡を超え10㎡まで 30円
			10㎡を超え20㎡まで 204円
			20㎡を超え30㎡まで 235円
			30㎡を超え50㎡まで 267円
			50㎡を超え100㎡まで 294円
			100㎡を超える分 316円
	業務用	20㎡まで 3,630円	20㎡を超え50㎡まで 267円
			50㎡を超え100㎡まで 299円
			100㎡を超える分 327円
	公衆浴場用	200㎡まで 14,952円	200㎡を超える分 75円
臨時用	1㎡まで 748円	1㎡を超える分 748円	
一般共用	8㎡まで 677円	一般用と同じ	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

泉南水道事業

専用給水装置

年 月 日	用途	メーターの口径等	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	
平成 31. 4. 1	一般用	20mm以下	0㎡ 826円	1㎡以上6㎡まで 17円	
				7㎡以上20㎡まで 137円	
				21㎡以上30㎡まで 160円	
				31㎡以上50㎡まで 193円	
				51㎡以上100㎡まで 231円	
				101㎡以上200㎡まで 268円	
				201㎡以上 305円	
	湯屋用		200㎡まで	17,850円	1㎡以上100㎡まで 231円
					101㎡以上200㎡まで 268円
					201㎡以上1,000㎡まで 305円
					1,001㎡以上 324円
					75mm以上 0㎡ 37,350円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

共用給水装置

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
平成 31. 4. 1	共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額	1㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え6㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 17円
			6㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え20㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 137円
			20㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え30㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 160円
			30㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え50㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 193円
			50㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え100㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 231円
			100㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え200㎡に世帯数を乗じて得た水量まで 268円
			200㎡に世帯数を乗じて得た水量を超える分 305円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

臨時用

年 月 日	水量	料金
平成 31. 4. 1	1㎡につき	486円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

親メーター及び子メーターを設置するもの

年 月 日	水量	料金
平成 31. 4. 1	親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1㎡につき	150円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

四條暖水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
平成 29. 4. 1	一般用	5㎡まで 732円	—
		10㎡まで 1,028円	10㎡を超え15㎡まで 148円
			15㎡を超え25㎡まで 178円
			25㎡を超え50㎡まで 238円
			50㎡を超え100㎡まで 296円
			100㎡を超え500㎡まで 336円
			500㎡を超え1,000㎡まで 366円
			1,000㎡を超える分 386円
	公衆浴場用	300㎡まで 25,200円	300㎡を超え1,000㎡まで 108円
			1,000㎡を超える分 118円
臨時用	5㎡まで 3,500円	5㎡を超える分 600円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

大阪狭山水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
令和 3. 4. 1	一般用	10㎡まで 860円	10㎡を超え20㎡まで 160円
			20㎡を超え30㎡まで 192円
			30㎡を超え50㎡まで 222円
			50㎡を超え100㎡まで 254円
			100㎡を超え1,000㎡まで 294円
			1,000㎡を超える分 305円
	臨時用	1㎡まで 900円	1㎡を超える分 900円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

阪南水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)		
平成 29. 4. 1	家事専用	8㎡まで 924円	8㎡を超え10㎡まで 131円		
			10㎡を超え15㎡まで 150円		
			15㎡を超え20㎡まで 169円		
			20㎡を超え30㎡まで 206円		
			30㎡を超え50㎡まで 243円		
			50㎡を超え100㎡まで 290円		
			100㎡を超え200㎡まで 346円		
			200㎡を超える分 383円		
			家事共同	8㎡×戸（室）数 まで 924円×戸 （室）数	8㎡を超え10㎡まで 131円
					10㎡を超え15㎡まで 150円
					15㎡を超え20㎡まで 169円
					20㎡を超え30㎡まで 206円
					30㎡を超え50㎡まで 243円
					50㎡を超え100㎡まで 290円
	100㎡を超え200㎡まで 346円				
	200㎡を超える分 383円				
	家事共用	8㎡まで 831円			8㎡を超え10㎡まで 122円
					10㎡を超え15㎡まで 150円
					15㎡を超え20㎡まで 169円
					20㎡を超え30㎡まで 206円
			30㎡を超え50㎡まで 243円		
			50㎡を超え100㎡まで 290円		
			100㎡を超え200㎡まで 346円		
			200㎡を超える分 383円		
	営業・会社 官公署用	20㎡まで 3,174円	20㎡を超え30㎡まで 216円		
			30㎡を超え50㎡まで 253円		
			50㎡を超え100㎡まで 299円		
			100㎡を超え200㎡まで 355円		
			200㎡を超える分 392円		
	公衆浴場用	200㎡まで 18,667円	200㎡を超える分 164円		
	工事・その 他一時使用	20㎡まで 6,667円	20㎡を超える分 415円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

豊能水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
平成 31. 4. 1	一般用	20mm以下	1,180円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円
				11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円
				21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円
				31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円
				41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円
				71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円
				101 m ³ 以上	534円
	一般用	25mm	1,840円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円
				11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円
				21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円
				31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円
				41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円
				71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円
				101 m ³ 以上	534円
		30mm	2,620円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円
				11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円
				21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円
				31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円
				41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円
				71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円
				101 m ³ 以上	534円
		40mm	4,720円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円
				11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円
				21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円
				31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円
				41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円
				71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円
				101 m ³ 以上	534円
	50mm	7,360円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円	
			11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円	
			21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円	
			31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円	
			41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円	
			71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円	
			101 m ³ 以上	534円	
	75mm以上	16,520円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円	
			11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円	
			21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円	
			31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円	
			41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円	
			71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円	
			101 m ³ 以上	534円	
公共用	一般用の1.5倍の額	1 m ³ 以上10 m ³ まで	144円		
		11 m ³ 以上20 m ³ まで	184円		
		21 m ³ 以上30 m ³ まで	234円		
		31 m ³ 以上40 m ³ まで	294円		
		41 m ³ 以上70 m ³ まで	364円		
		71 m ³ 以上100 m ³ まで	444円		
		101 m ³ 以上	534円		
臨時用	一般用のとおり		824円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

志岡水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1㎡当たり)	
令和3.4.1	一般専用・共用	8㎡まで	820円	9㎡以上30㎡まで	150円
				31㎡以上50㎡まで	220円
				51㎡以上100㎡まで	300円
				101㎡以上	350円
	工場用	50㎡まで	8,500円	51㎡以上100㎡まで	300円
				101㎡以上	350円
公衆浴場用	500㎡まで	33,000円	501㎡以上	100円	
官公署用	8㎡まで	900円	9㎡以上	350円	
臨時用	使用水量1㎡につき 550円				

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

熊取水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金		超過料金 (1㎡当たり)		
令和4.4.1	一般用	25mm以下	—	500円	1㎡以上10㎡まで	70円	
					11㎡以上20㎡まで	161円	
					21㎡以上30㎡まで	194円	
					31㎡以上40㎡まで	231円	
					41㎡以上60㎡まで	263円	
					60㎡以上100㎡まで	296円	
					101㎡以上	329円	
	中大口径用	30mm以上	—	2,520円	1㎡以上20㎡まで	70円	
					21㎡以上40㎡まで	285円	
					41㎡以上60㎡まで	307円	
					61㎡以上100㎡まで	340円	
	臨時用	—	—	3㎡まで	1,713円	4㎡以上	658円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

備考 口径が30mm以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に給水装置を使用する場合において、企業長が特別の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

田尻水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1㎡当たり)	
平成31.4.1	専用户事用	8㎡まで	802円	9㎡以上20㎡まで	159円
				21㎡以上30㎡まで	181円
				31㎡以上50㎡まで	197円
				51㎡以上	219円
	共同家事用	8㎡まで	681円	9㎡以上20㎡まで	159円
				21㎡以上30㎡まで	181円
				31㎡以上	197円
	官公署、工場、会社、営業用その他	15㎡まで	2,858円	16㎡以上30㎡まで	229円
				31㎡以上50㎡まで	263円
				51㎡以上200㎡まで	308円
				201㎡以上500㎡まで	320円
	湯屋用	200㎡まで	14,797円	201㎡以上	121円
				501㎡以上	365円
	特殊用	4㎡まで	1,484円	5㎡以上	422円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

岬水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1㎡当たり)	
平成31.4.1	一般用	6㎡	829円	7㎡以上10㎡以下	170円
				11㎡以上20㎡以下	190円
				21㎡以上30㎡以下	220円
				31㎡以上40㎡以下	250円
				41㎡以上50㎡以下	290円
				51㎡以上70㎡以下	340円
				71㎡以上100㎡以下	394円
				101㎡以上200㎡以下	474円
				201㎡以上	554円
	公衆浴場用	200㎡まで	30,229円	201㎡以上	200円
一時給水用	水量1㎡につき 745円				

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ 当たり)	
平成 29. 4. 1	一般用	0m ³	380円	1m ³ 以上10m ³ まで	114円
				11m ³ 以上20m ³ まで	138円
				21m ³ 以上30m ³ まで	171円
				31m ³ 以上40m ³ まで	195円
				41m ³ 以上50m ³ まで	228円
				51m ³ 以上100m ³ まで	261円
				101m ³ 以上150m ³ まで	300円
				151m ³ 以上	338円
	湯屋用	50m ³ まで	3,619円	51m ³ 以上	95円
仮設用	0m ³	3,714円	1m ³ 以上	619円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

河南水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 4. 4. 1	一般用	13mm	445円	1m ³ 以上10m ³ 以下	108円
		20mm	600円	10m ³ 以上20m ³ 以下	168円
		25mm	625円	20m ³ 以上30m ³ 以下	192円
		30mm	805円	30m ³ 以上40m ³ 以下	216円
		40mm	1,045円	40m ³ 以上50m ³ 以下	240円
		50mm	3,300円	50m ³ 以上100m ³ 以下	264円
		75mm	4,055円	100m ³ 以上150m ³ 以下	300円
				150m ³ 以上	336円
令和 3. 4. 1	臨時用	13mm	6,000円	1 m ³ 以上	700円
		20mm	7,000円		
		25mm	11,000円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

年 月 日	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 4. 4. 1	13mm	1,180円	1m ³ 以上10m ³ まで	100円
	20mm	1,300円	10m ³ 以上20m ³ まで	185円
	25mm	1,530円	20m ³ 以上30m ³ まで	230円
	30mm	4,540円	30m ³ 以上40m ³ まで	260円
	40mm	8,070円	40m ³ 以上	285円
	50mm	14,740円		
	75mm	32,440円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

② 加入金

藤井寺水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	85,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	125,000円	
	25mm	250,000円	
	30mm	400,000円	
	40mm	600,000円	
	50mm	1,150,000円	
	75mm	2,800,000円	
	100mm	5,000,000円	
	125mm	7,500,000円	
	150mm	15,000,000円	

泉南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	52,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	130,000円	
	25mm	234,000円	
	30mm	364,000円	
	40mm	728,000円	
	50mm	1,274,000円	
	75mm	3,458,000円	
	100mm	7,098,000円	
	150mm	19,604,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

四條畷水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	20mm以下	180,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	360,000円	
	30mm	560,000円	
	40mm	1,070,000円	
	50mm	1,860,000円	
	75mm	4,840,000円	
	100mm	9,600,000円	
	150mm	24,700,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

大阪狭山水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和3.4.1	13mm	87,400円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	174,800円	
	25mm	450,000円	
	30mm	1,050,000円	
	40mm	2,320,000円	
	50mm	4,040,000円	
	75mm	11,140,000円	
	100mm	22,870,000円	
	150mm	67,200,000円	

阪南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成31.4.1	13mm	130,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	170,000円	
	25mm	340,000円	
	30mm	510,000円	
	40mm	930,000円	
	50mm	1,500,000円	
	75mm	3,900,000円	
	100mm	7,400,000円	
	150mm	21,000,000円	
	200mm	企業長が定める額	

豊能水道事業

(ア) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	200,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	300,000円	
	25mm	440,000円	
	30mm	660,000円	
	40mm	1,100,000円	
	50mm	5,500,000円	
	75mm	11,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(イ) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	38,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	95,000円	
	25mm	171,000円	
	30mm	266,000円	
	40mm	533,000円	
	50mm	933,000円	
	75mm	2,533,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(ウ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	495,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	761,000円	
	25mm	952,000円	
	30mm	1,142,000円	
	40mm	1,523,000円	
	50mm	1,904,000円	
	75mm	2,857,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(エ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	619,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	952,000円	
	25mm	1,190,000円	
	30mm	1,428,000円	
	40mm	1,904,000円	
	50mm	2,380,000円	
	75mm	3,571,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(オ) 従前の牧簡易水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	711,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,095,000円	
	25mm	1,369,000円	
	30mm	1,642,000円	
	40mm	2,190,000円	
	50mm	2,738,000円	
	75mm	4,107,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(カ) 従前の寺田特設水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	866,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,333,000円	
	25mm	1,666,000円	
	30mm	2,000,000円	
	40mm	2,666,000円	
	50mm	3,333,000円	
	75mm	5,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

忠岡水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	150,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	300,000円	
	40mm	1,000,000円	
	50mm	1,500,000円	
	75mm	5,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

熊取水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 24. 4. 1	20mm以下	130,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	250,000円	
	30mm	430,000円	
	40mm	730,000円	
	50mm	1,200,000円	
	75mm	3,300,000円	
	100mm	6,700,000円	
	150mm	19,000,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

田尻水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	50,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	100,000円	
	25mm	200,000円	
	40mm	500,000円	
	50mm	900,000円	
	75mm	2,500,000円	
	100mm	4,000,000円	
	150mm	13,000,000円	

特別加入金

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	250,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	500,000円	
	25mm	830,000円	
	40mm	2,500,000円	
	50mm	5,000,000円	
	75mm	16,000,000円	
	100mm	25,000,000円	
	150mm	83,000,000円	

岬水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	150,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	280,000円	
	30mm	460,000円	
	40mm	930,000円	
	50mm	1,630,000円	
	75mm	4,620,000円	
	100mm	9,530,000円	
	150mm	26,320,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

太子水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	600,000円	
	40mm	1,000,000円	
	50mm	2,000,000円	
	75mm	4,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

河南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 3. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	600,000円	
	40mm	1,400,000円	
	50mm	3,000,000円	
	75mm	7,500,000円	

千早赤阪水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	1,000,000円	
	40mm	2,000,000円	
	50mm	4,000,000円	
	75mm以上	企業長が定める額	

(3) 工業用水道事業

年 月 日	基本料金 (1 m ³ 当たり)	超過料金 (1 m ³ 当たり)	メーター使用料			
			口径 (内径)	使用料 (1個1ヶ月)		
昭和37. 4. 1	4円	10円	50 ミリメートル 以下	500円		
			50 ミリメートル を超え 75 ミリメートル 以下	1,000円		
			75 ミリメートル を超え 100 ミリメートル 以下	2,200円		
			100 ミリメートル を超え 200 ミリメートル 以下	2,500円		
			200 ミリメートル を超え 300 ミリメートル 以下	2,800円		
			300 ミリメートル を超え 400 ミリメートル 以下	3,100円		
			400 ミリメートル を超え 500 ミリメートル 以下	3,500円		
昭和40. 4. 1	5円50銭 但し、37年3月完了の施設利用にあつては5円	11円	500 ミリメートル を超え 600 ミリメートル 以下	4,000円		
			600 ミリメートル を超え 700 ミリメートル 以下	5,000円		
			700 ミリメートル を超え 800 ミリメートル 以下	6,000円		
			次のメーター使用料が追加された。			
			800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以下	7,000円		
昭和43. 3. 29						
昭和48. 4. 1	9円	18円				
昭和50. 1. 1	11円	22円				
昭和51. 5. 1	15円	30円				
昭和56. 4. 1	23円	46円				
平成元. 4. 1	23円	46円	上表の金額に100分の103を乗じて得た額			
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 5. 4. 1	37円	74円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 8. 4. 1	46円	92円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 9. 4. 1	46円	92円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成21. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭			上表の金額に100分の105を乗じて得た額	
	二部料金制に変更 基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成26. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
平成28. 4. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
令和元. 10. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					
令和3. 1. 1	40円10銭 (使用料金含む)	80円20銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (31円30銭) 使用料金 (8円80銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					